

組合相談コーナー 持分の算定と脱退者への持分払戻しについて

多くの組合では、3月に決算期を迎えますが、年度内に脱退者がいる場合には年度末の事務処理が必要となりますので、ご留意くださるようお願いいたします。

持分の計算

持分とは、「組合員としての資格において組合に対して有する権利義務の総称または組合員権を表すもの」ですが、通例は、組合の解散、組合員の出資口数の減少または組合員脱退の場合における組合の純財産に対する分け前をいいます。脱退の場合に組合員が有する持分の払戻しに関して中小企業等協同組合法では、次のように規定しています。

(脱退者の持分の払戻)

- 第20条 組合員は、第18条又は前条第1項第1号から第4号までの規定により脱退したときは、**定款の定めるところにより**、その持分の全部又は一部の払戻を請求することができる。
- 2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における組合財産によって定める。
 - 3 前項の持分を計算するにあたり、組合の財産をもってその債務を完済するに足りないときは、組合は、定款の定めるところにより、脱退した組合員に対し、その負担に帰すべき損失額の払戻を請求することができる。

(時効)

- 第21条 前条第1項又は第3項の規定による請求権は、脱退の時から2年間行わないときは、時効によって消滅する。

(払戻の停止)

- 第22条 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでは、組合は、持分の払戻を停止することができる。

具体的な持分払戻しに関する規定は**定款の定めによる**ことになっており、定款の定めが重要な役割を担っています。

多くの組合で採用している定款の規定

(脱退者の持分の払戻し)

- 第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額(本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額)を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

第14条は組合財産が算定され、持分の払戻し額が決定されますが、持分の算定について改算(均等)方式をとる組合で、脱退者の持分の払戻しについて各組合員の払込出資額を限度とする規定です。

出資額限度による場合、持分額が出資金額より多いときは出資金額の払戻しを行い、出資金額より少ないときは、出資金額より少ない持分額を払戻します。

(持分)

- 第24条 組合員の持分は、本組合の正味資産につき、その出資口数に応じて算定する。
- 2 持分の算定に当たっては、何円未満の端数は切り捨てるものとする。

第24条については組合財産の算定は時価ですが、具体的に個々の持分として算定する方法で最も普及している組合財産の価額を出資口数で除すことで出資1口についての持分額を算定する改算方式の規定です。

脱退組合員の持分払戻しの計算例

$$\text{脱退者の有する持分額} = \text{組合財産の価額} \times \frac{\text{脱退者の出資口数}}{\text{総出資口数}}$$

出資1口の金額	10,000円		
出資の総口数	100口		
貸借対照表上の出資金	1,000,000円		
組合財産の価額	755,500円	$755,500円 \times \frac{5口}{100口}$	$= 37,775円$
脱退者の出資口数	5口		

持分算定に当たって10円未満の端数を切り捨てるととき、脱退者の持分は、37,770円となります。